

証券コード：4427
2020年12月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ14階
株式会社 E d u L a b
代表取締役社長 高 村 淳 一

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大の影響は続き、本株主総会当日も未だ収束していないことが予想されます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日はご来場をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、会場入口での検温、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様におけるアルコール消毒液噴霧のためのお声がけ等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

当社役員につきましても、一部の役員はウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場しない場合もございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

なお、3頁から4頁にご案内の書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年12月22日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2020年12月23日（水曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 2階 サンライト |

（開始時刻及び会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようにご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第6期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役14名選任の件

第3号議案

取締役の報酬額改定の件

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.edulab-inc.com/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

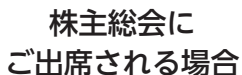
②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役及び監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.edulab-inc.com/>）に掲載させていただきます。



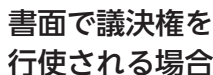
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

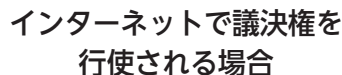
2020年12月23日(水曜日)
午後2時(受付開始:午後1時30分)



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年12月22日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年12月22日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

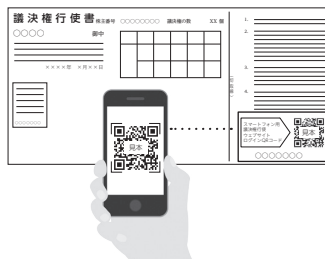
書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

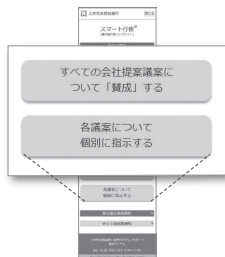
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

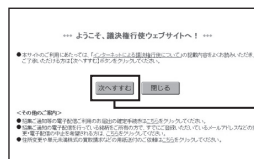
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

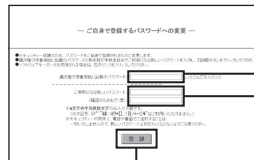
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

(提供書面)

事業報告

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症による販売先や取引先における事業活動の制限の影響などがありましたが、一方で、より安全な手法として、学習やテスト受験のオンライン化、CBT化が加速する傾向が顕著となってまいりました。一方、市場全体を見ますと、社会の急速なグローバル化と新興国における中間層市場の拡大を背景に、引き続き幼児・子供向け教育市場は堅調に拡大しております。国内においては、英語教育の低年齢化や、英語技能試験において4技能評価を重視する傾向は続いており、当社グループが属する教育ビジネス市場は堅調に成長することが見込まれます。

こうした環境下、当社グループは教育測定技術・学習ツールの研究に注力し、特に語学を中心として「CASEC」、「TEAP CBT」、「スタディギア」に代表される試験サービス、学習サービスを提供してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症対策が十分になされたテストセンター事業の展開やAI技術を活用した商品開発提供を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,252,280千円（前期比31.6%増）、営業利益1,869,289千円（同27.8%増）、経常利益1,605,209千円（同34.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,118,249千円（同42.0%増）となりました。

当連結会計年度においては、e-Testing/e-Learning事業において売上が引き続き順調に拡大しました。一方、テスト運営・受託事業は、文部科学省の令和2年度全国学力・学習状況調査（小学校第6学年の児童を対象とした調査）の中止等の影響を受け前期比で売上が減少しました。費用面で、人員増等に伴う人件費の増加、ソフトウェア開発投資等に伴う減価償却費の増加、地代家賃の増加等が発生しましたが、営業利益は前期比増益となりました。その結果、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

e-Testing/e-Learning事業

e-Testing/e-Learning事業においては、ライセンス収入及び広告収入の増加により、英ナビ・スタディギアの売上拡大に貢献しました。また、オンラインで完結する英語試験に対するニーズの高まりを受け、企業・学校向け英語能力判定テストの「CASEC」の受注・販売が順調に推移しました。更に、6月より本格的にサービスを開始したテストセンター事業及び手書き文字認識「DEEP READ」関連ソフトウェア利用に伴うライセンス収入の増加等によりテストシステム提供等の収益が拡大し、当セグメントの売上高は6,362,201千円（前期比66.9%増）となりました。費用面では、人員増等に伴う人件費及びソフトウェア開発投資等に伴う減価償却費の増加等が発生しましたが、セグメント利益は2,633,774千円（前期比34.4%増）となりました。

テスト運営・受託事業

テスト運営・受託事業においては、主に文部科学省の令和2年度全国学力・学習状況調査（小学校第6学年の児童を対象とした調査）の中止が4月に決定したことにより、当セグメントの売上高は1,890,078千円（前期比23.2%減）となりました。また費用面では、人員増等に伴う人件費及びソフトウェア開発投資等に伴う減価償却費の増加等があり、セグメント利益は362,314千円（前期比25.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、英語教育サービスに加え種々の教育サービスをインターネットの活用を通して広く顧客に提供することを目的として、設備投資を実施しております。当連結会計年度は、e-Testing/e-Learning事業に係るソフトウェアに加えて、テストセンター関連設備を中心に1,341,542千円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、金融機関より長期借入金3,705,000千円の資金調達を行いました。また、79,780千円の新株予約権の行使による資金調達も行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・2020年2月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社教育デジタルソリューションズを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、効力発生日となる2020年4月1日に株式交換を実施しました。
- ・2020年5月21日開催の取締役会において、株式会社旺文社と合併会社を設立することを決定し、2020年7月1日に株式会社旺文社EduLab EDGe Schoolを設立しました。なお、当社の持株比率は50%であります。
- ・当連結会計年度において、当社子会社であるJIEM INDIA PRIVATE LIMITEDは、同じく当社子会社であるKyoshi Education Pvt. Ltd.を吸収合併しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	(ご参考) 第 3 期 (2017年9月期)	第 4 期 (2018年9月期)	第 5 期 (2019年9月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売 上 高(千円)	3,449,512	3,968,467	6,272,130	8,252,280
営 業 利 益(千円)	588,710	964,633	1,462,177	1,869,289
経 常 利 益(千円)	532,094	904,280	1,190,914	1,605,209
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	335,947	549,366	787,394	1,118,249
1株当たり当期純利益 (円)	49.23	73.03	93.35	125.37
総 資 産(千円)	5,978,975	7,802,013	12,853,778	16,272,704
純 資 産(千円)	1,492,092	2,527,102	6,792,101	8,024,891
1株当たり純資産額 (円)	208.98	335.04	766.65	870.26

(注) 1. 当社では、第4期より連結計算書類を作成しております。

2. 第3期については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成した連結財務諸表の数値をご参考までに記載しております。

3. 当社は、2018年6月7日付で普通株式1株につき100株、2018年11月12日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」、「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2017年 9 月期)	第 4 期 (2018年 9 月期)	第 5 期 (2019年 9 月期)	第 6 期 (当事業年度) (2020年 9 月期)
売 上 高(千円)	1,000,798	1,475,370	1,954,510	1,912,167
営 業 利 益(千円)	81,960	147,697	799,127	511,881
経 常 利 益(千円)	78,209	137,690	760,177	512,966
当 期 純 利 益(千円)	52,459	88,883	523,018	365,416
1 株当たり当期純利益 (円)	7.69	11.82	62.01	40.96
総 資 産(千円)	3,299,933	4,711,395	8,474,108	12,387,932
純 資 産(千円)	1,391,473	1,970,357	5,906,105	6,475,512
1 株当たり純資産額 (円)	194.89	261.23	672.69	713.67

(注) 当社は、2018年 6 月 7 日付で普通株式 1 株につき100株、2018年11月12日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。第 3 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり当期純利益」、「1 株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 教 育 測 定 研 究 所	東 京 都 澁 谷 区	千円 73,200	直接 100%	e-Testing /e-Learning事業 テスト運営・受託事業
株 式 会 社 教 育 デ ジ タ ル ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ	東 京 都 澁 谷 区	千円 77,000	直接 100%	e-Testing /e-Learning事業
EduTech Lab, Inc.	ア メ リ カ 合 衆 国 ワ シ ン ト ン 州	千USD 500	直接 100%	e-Testing /e-Learning事業 テスト運営・受託事業
E d u t e c h L a b A P L i m i t e d	中 華 人 民 共 和 国 香 港	千HKD 2,260	直接 100%	e-Testing /e-Learning事業
E d u t e c h L a b A P P r i v a t e L i m i t e d	シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国	千円 16,260	直接 100%	e-Testing /e-Learning事業 テスト運営・受託事業
EduLab Capital M a n a g e m e n t C o m p a n y , L L C	ア メ リ カ 合 衆 国 マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州	—	間接 100%	ファンド管理・事務
EduLab Capital P a r t n e r s I , L . P .	ア メ リ カ 合 衆 国 マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州	千USD 1,451	間接 48%	Edtech企業への投資
DoubleYard Inc.	ア メ リ カ 合 衆 国 マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州	千USD 30	間接 100%	e-Testing /e-Learning事業
JIEM INDIA PRIVATE L I M I T E D	イ ン ド 共 和 国	千INR 50,400	間接 100%	e-Testing /e-Learning事業 テスト運営・受託事業

(注) 1. 当連結会計年度から、重要性が増した非連結子会社DoubleYard Inc.及びJIEM INDIA PRIVATE LIMITEDを新たに連結の範囲に加えました。

2. 2020年4月1日付で、当社は、株式会社教育デジタルソリューションズの完全子会社化を目的とした株式交換を行い、同日付で同社を当社の完全子会社といたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 旺 文 社 E d u L a b E D G e S c h o o l	東 京 都 澁 谷 区	千円 150,000	直接 50%	オンライン教育プラットフォームの開発 スクール事業の企画、開発、運営

(注) 当連結会計年度において、新規設立に伴い、株式会社旺文社EduLab EDGe Schoolを追加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、教育分野における能力測定技術・コンピュータやインターネットを用いたテスト及び教育ツールの研究に注力し、特に語学を中心として「CASEC」、「TEAP CBT」、「英検S-CBT」に代表される試験を提供し、項目応答理論を用いた正確な能力測定技術を強みとすることで他社と差別化してまいりました。これに加え、英ナビ・スタディギアの会員基盤を対象として教育コンテンツ及び教育に関連した広告情報を提供し、教育プラットフォームの構築に努めてまいりました。さらに、独自のAI技術を活かし、AI-OCR、自動採点システム、オンライン試験監督システムの開発等に努めております。これらに加え、2020年6月より、テストセンター事業を本格的に開始し、各種試験のCBT化をシステム及びインフラ提供の両面から推進することとしております。

当社グループでは、今後の業容拡大及び経営基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① ソフトウェア投資の拡大

当社グループが今後も継続的な成長を果たしていくためには、当社グループが開発したIRTを実装したCBTシステムや大規模試験での利用が可能な記述式答案の採点システムが、市場での優位性を確保するために製品機能の強化が今後も不可欠であると認識しております。さらに、当社グループの提供するラーニングツールは、携帯端末向けのアプリを介して提供されることが主流となりつつありますが、快適なラーニング環境を提供するためのアプリ開発のために必要な資源と時間は確実に増大しています。

また、当社グループで開発を進めているAIを用いた手書き文字認識技術（AI-OCR）を活かすための周辺機能の開発及び導入環境の整備や、AIを活用したアダプティブラーニング等を他分野へ適用するための開発を加速させたいと考えております。

当社グループは、時代の要請により変化する市場と今後も加速するテクノロジーの進歩に素早く対応するため、さらなる製品機能の強化、オプション機能の開発等を通じて競合他社との差別化を図ってまいります。

② コンテンツ開発の強化

当社グループが展開するテスト商品及びラーニング商品は、時代の変化による問題の陳腐化を避けるため、継続的に新たなテスト問題の作成やラーニングのためのコンテンツ制作を行うことが不可欠です。また教育プラットフォーム事業において児童・生徒の学習への関心や意欲を高めるコンテンツの開発力を高めることが重要です。質の高いコンテンツ開発を担当する経験豊富な人材の供給は限られおり、当社グループは、塾市場も含めた市場参加者との連携や海外での人材確保などを通じて、経験豊富な質の高い人材にアクセスし、優良な学習コンテンツのライブラリーの開発・提供を進めて商品の競争力を高めてまいります。

③ 海外拠点におけるソフトウェア開発・コンテンツ開発・採点業務の推進による生産性と収益性の向上

第一に、当社グループは、現在、ソフトウェア開発について自社の海外の開発拠点であるインドのプネにおいて開発エンジニア約45名体制で取り組んでいますが、この開発体制の増員及び強化を目的に、2020年7月にSmartCloud Infofusion Pte.Ltdを買収し、約20名のエンジニアを確保いたしました。更に、アメリカのボストンおよびアイルランドのダブリンで、合わせてエンジニア9名体制で先端的なAIの開発に取り組んでおります。当社グループはこれらの体制の増員及び強化を通じて質の高い豊富な海外の開発リソースを確保し、ソフトウェア開発のみならずシステム運営業務の海外移転を積極的に推進いたします。これらを通じて、当社グループは、グループ全体のシステム開発及び運営の生産性の向上を目指してまいります。

第二に、英語関連コンテンツ開発及び採点業務について、2020年度中にEdutech Lab, Inc.への移管が完了いたしました。当社グループは、主要サービスである英語関連サービスの更なる品質向上のために、テスト理論や英語教育分野の修士・博士課程修了者を中心に高度な訓練を受けた人材を確保し、約15名の専門家集団及び約40名のコントラクターを活用して英語コンテンツの開発および採点業務を行っております。今後も事業の拡大に伴いグローバルなサプライチェーンを拡充し、さらなる生産性向上を実現してまいります。

第三に、当社グループは、英語以外の教科コンテンツ開発は各市場での開発、即ちローカライゼーションをより一層促進し、各事業の拡大に伴い各国の指導要領、個別特殊事情にきめ細かく対応する体制の構築を実現したいと考えております。

④ テストセンター事業の安定的運営と更なる拡大の両立

当社グループは英検協会による、1日で英語4技能を測定することができる受験形態の「S-CBT」の実施にあたり、その実施会場であるテストセンターの運営を、2020年6月より本格的に開始し、安定的なシステム運用を実現できる体制を構築いたしました。サービス開始後、着実に直営のテストセンターを確保し、2020年9月現在で43拠点を確保しております。直営のテストセンターの拡大に伴い、テストセンターの賃料や会場運営等に係る固定費の発生に伴う稼働リスクが生じますが、今後この事業を安定的に運営するとともに、英検協会以外の顧客の拡大等を通じて、中長期にわたる事業拡大を実現してまいります。

⑤ 戦略的ビジネスパートナーとの連携強化に基づく教育プラットフォーム事業の拡大

当社グループは、株式会社旺文社と、2020年4月に買収を完了した株式会社教育デジタルソリューションズが展開する受験情報サービス「受験パスナビ」で、当社のAIレコメンデーションエンジン「CAERA」を導入し、中高・大学受験市場におけるマッチングサービスの強化を図ります。また、株式会社マイナビとの業務提携を通じて、株式会社マイナビのビジネスネットワークと当社の会員データベースを活用することにより、マッチングサービスをさらに拡充してまいります。この他、現在展開している学習サービスをスタディギアブランドに統一し、英検の唯一の公式ラーニングサービスである「スタディギア for EIKEN」に続き、漢検および数検等、新たな公式ラーニングサービス等を展開するとともに、更に、英語や数学の無段階学習、高校受験、大学受験等に対応した教材や特典などを加えた学習サービスを、廉価な月額定額プランで提供する予定です。今後も、スタディギアブランドの価値を高めるために戦略パートナーとの更なる連携強化が重要であると認識しております。当社グループは、的確なマーケティング戦略及び営業戦略を通じて本事業の収益化を図ってまいります。

⑥ AI手書き文字認識技術「DEEP READ」の早期の事業応用とAI技術の活用領域の拡大

各種学力調査は、「知識・技能」を中心に問う手法から「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価する手法へと移行しつつあり、記述式の出題が増加する傾向にある一方、これに伴う採点費用も増加しています。当社グループは、大規模な学力調査における記述式解答の採点効率化の観点から、ディープラーニングに基づくAI技術を用いた高精度な手書き文字認識技術「DEEP READ」を開発してまいりました。当社グループは、早期に「DEEP READ」を事業応用し、記述式解答の採点プロセスのイノベーションを実現することで競合他社との差別化を図る方針です。また、この文字認識技術は教育IT分野のみならずOCR（光学的文字認識）関連市場など他分野にも応用可能な技術と考えており、他分野への技術転用を積極的に進め当社グループのビジネスの拡大を図ってまいります。このため、当社グループは、子会社DoubleYard Inc.を通じて、優秀なAI人材の確保と研究開発活動を積極的に進めております。日本市場のみならず中国、インド市場を含む他市場での同時展開を視野に活動しており、その一環として当社のアメリカ子会社のEdutech Lab, Inc.が企業内の各種文書を管理するECMソリューションを展開するEphesoft Inc.との資本業務提携を締結し、「DEEP READ」の海外展開を本格化しております。「DEAP READ」については、既に外資系大手金融機関、大手新聞社、大手BPO会社、政府関連機関、大学等との協業プロジェクト等の受注実績がありますが、これまで進めてまいりましたAPI環境の整備や、多様なユーザー

ニーズに応える提供形態（クラウドサービス型・オンプレミス型・クラウドとオンプレミスの複合型）を整えながら、将来の大規模な受注に向けて、精度面、機能面、サポート面の更なる強化を図ってまいります。

ディープラーニングを活用した技術及びサービスの開発手法は、他の分野へ応用することが比較的容易であることから、当社グループは、手書き文字認識技術の開発で培ったAIを活用した開発力を他の分野に展開して当社グループ全体の商品及びサービスの競争力を高めていく方針です。当社グループがAIの活用を進める領域は、レコメンドエンジン（商品名：CAERA）、自然言語処理（英語：Natural Language Processing、略称：NLP）、自動作問システム（英語：Automatic Item Generation、略称：AIG）、オンライン試験監督システム（商品名：CheckPointZ）になります。これらの開発により、当社の全セグメントにおいて商品及びサービスの競争力の向上及び利益率の拡大を図ることができると考えております。

当社グループの開発する手書き文字認識技術、NLP等のAI技術の活用領域については、当社グループの従来の事業領域である文教市場のみならず、他の産業においても導入することで生産性の向上に資する可能性があると考えております。当社グループとしては、積極的に他の産業のパートナーとの協業を追求し、応用領域のみならず他産業への応用拡大を図りたいと考えております。

⑦ 大型公共プロジェクトの安定的運用

当社グループは、文部科学省が実施する令和3年度 全国学力・学習状況調査（小学校第6学年の児童を対象）を3年連続で受託、また、同じく令和3年度 全国学力・学習状況調査（中学校第3学年の生徒を対象）も、株式会社Z会の再委託機関として受託いたしました。更に、世界的にも先進的なIRTを用いて個人及び学年の経年的な学力の進捗を測定する埼玉県学力・学習状況調査も開始以来7年連続で受託しております。これらをはじめとした大型の公共プロジェクトを、当社グループの強みであるテスト理論、AIソフトウェアや採点システム等を活用して安定的かつ効率的に運用し、収益の安定化を図ってまいります。

⑧ 海外事業の早期収益化

海外事業の課題として、当社グループが現在営んでいる以下の事業の早期黒字化と事業拡大を図るとともに、香港、シンガポール、米国法人において引き続きロイヤリティ収入、キャピタルゲイン収入及び販売代理店収入の実現を図ります。

a) 中国自習室事業

当社グループは、2017年から中国において「アダプティブラーニング」を用いた民間教育団体(塾)向けの教材／システム提供サービス(サービス名「自習室」)の提供を開始し、2020年9月時点で24省70都市、255の教室に導入されるに至りました。この間、中国政府の指導のもと、いくたびか大きな教育政策の変更、民間教育事業者への規制強化が実施されました。当社グループは、これらの新政策やガイダンスに対応し、さらに今後の更なる事業拡大及び発展を実現するため、強みである教育技術の提供に特化し、事業運営については現地パートナーに委ねる方針です。2020年9月末、当社グループは上海国昂技術開発有限公司との事業提携合意に至りました。今後、「自習室」事業運営については提携パートナーである上海国昂技術開発有限公司(とそのグループ会社)が引継ぎ、当社グループは事業継続に必要なコンピュータシステム、コンテンツ等の提供に加え、さらに今後の事業展開に必要な新たな(AI関連等)技術の共同開発等、主にコア技術面からのサポートを行っていく予定です。中国における有力な国有企業との新たな事業提携に踏み出すことにより、当社グループが保有、開発する教育関連技術をベースに、中国教育市場でのライセンス事業の拡大及び発展を加速し、また教育分野以外で技術の展開を可能にする強固な足掛かりを得たと考えております。

b) インド国内向けテスト事業

当社グループは、2016年に開始した中・高生対象の学習塾向けの単元テスト提供事業を再構築し、2017年より小・中高生を対象とした紙媒体での理系4科目のアチーブメントテスト及び単元テストを提供しております。2017年に小・中・高校に全国規模で直接営業網を持つSmartclass Educational Services社との排他的販売パートナー契約を締結し、2017年10月から2018年2月までの5ヶ月間の累計で約1万2,000テストを販売・実施いたしました。当社グループとしては、2020年5月より本格的に開始したオンラインのテスト・プラットフォームである「OneUp」の収益拡大等を通じて、引き続きインド国内のテスト事業の拡大を図りたいと考えております。

c) 米国内を中心としたEdTechベンチャー企業等への投資事業

米国Edutech Lab, Inc.の子会社として、2018年4月にEduLab Capital Management Company, LLCを米国ボストンに設立し、世界最大のEdTech市場である米国を中心に、中国、東南アジア、インド、日本のアーリーステージのEdTechベンチャー

企業への投資加速を目的に活動を開始しました。過去数年、米国のGSV Acceleration Fund I、Fresco Capital Education Venture Fund I及びLearnLaunch Accelerator IIへのLP (Limited Liability Partner) 投資を含め、当社グループは、米国で7社、東南アジアで2社、イスラエルで2社のEdTechベンチャーへの直接投資を行いました。急速に変化・成長する世界のEdTech市場の動向にタイムリーに呼応するために、上記のとおり別組織での投資事業展開をしております。今後は、EduLab グループの経営リソースを最大限活用した形で他のEdTechベンチャー投資ファンドとの差別化を図り、単なるキャピタルゲイン収入の追求のみならず、EphesoftのECMソリューションを日本で販売する等を一例とする投資先の商材の他地域での展開等により収益確保も目指していきます。

⑨ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループのさらなる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスのさらなる強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査部門の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針です。

⑩ ネットワークシステムの強化

当社グループの提供する事業は、テストやラーニングツールの配信・提供をするにあたり、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しています。自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組み、海外でのインフラの二重化やバックアップ体制の構築などを通じて当社グループのサービス提供に支障が出るリスクを低減するための措置を充実していきます。

⑪ 人材の確保と育成

当社グループは日本市場のみならず海外市場での事業の拡大を見据え、研究開発、事業開発、営業・マーケティング、内部管理の全ての面において、海外オペレーションにも対応可能な優秀な人材の確保、採用、育成が重要な課題であると認識しております。特に、専門性の高いAIエンジニア、項目応答理論等のテスト理論の専門家、教育コンテンツ開発の専門家等を各海外拠点で積極的に採用してまいります。また、事業開発、ベンチャー投資分野においても専門性の高い人材の採用を積極的に進める予定です。新たに採用した人員に対しては充実した研修を実施するなど人材の育成に取り組んでおり、今後も採用と並行して新入社員への研修・教育制度を整備することで優秀な人材の確保・育成に取り組む方針です。

(5) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

事業区分	事業内容
e - T e s t i n g / e - L e a r n i n g 事業	大学等教育機関や民間企業・個人向けへの教育サービスの提供
テ ス ト 運 営 ・ 受 託 事 業	テストの問題作成・システム構築・管理・運営・採点等に関する受託事業

(6) 主要な事業所 (2020年9月30日現在)

① 当社

本 社 東 京 都 渋 谷 区

② 子会社及び関連会社

前述の(3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況及び③重要な関連会社の状況に所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（2020年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
e-Testing/e-Learning事業	186 (111) 名	93名増 (85名減)
テスト運営・受託事業	32 (214) 名	8名増 (166名減)
全社（共通）	29 (10) 名	10名増 (2名増)
合 計	247 (335) 名	111名増 (249名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理・事業開発・国際業務を担っている者で、当社に所属しております。
3. 前連結会計年度から当社企業集団の使用人数が111名増加しておりますが、教育デジタルソリューションズの完全子会社化があったこと、DoubleYard Inc.、JIEM INDIA PRIVATE LIMITEDを新たに連結の範囲に加えたこと、JIEM INDIA PRIVATE LIMITEDとKyoshi Education Pivate Limitedの吸収合併を実施したこと等によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29 (10) 名	10名増 (2名増)	43.0歳	2.5年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,305,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,300,000千円
株式会社三井住友銀行	1,130,000千円
株式会社新生銀行	750,000千円
三井住友信託銀行株式会社	400,000千円
株式会社千葉銀行	400,000千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社りそな銀行	278,574千円

(注) 株式会社三井住友銀行からの借入額には、同行を幹事とするシンジケートローンによる借入額 (630,000千円、金融機関5行) が一部含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社株式は、2020年10月19日付で、東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。
- ② 2020年10月16日を払込期日とする公募増資 (461,600株) 及び並行第三者割当増資 (198,100株) により、合計659,700株の新株式を発行いたしました。

2. 株式の状況（2020年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 24,480,000株

(2) 発行済株式の総数 9,089,370株

1. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は309,370株増加し、9,089,370株となっております。

2. 発行済株式の総数には、自己株式15,775株を含んでおります。

(3) 株主数 926名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
高 村 淳 一	2,924,300株	32.23%
松 田 浩 史	1,384,200株	15.26%
林 規 生	733,400株	8.08%
曾 我 晋	550,000株	6.06%
株式会社 旺文社 代表取締役社長 生駒 大 竜	439,725株	4.85%
株式会社 N T T ドコモ 代表取締役社長 吉澤 和 弘	349,400株	3.85%
株式会社 増進会ホールディングス 代表取締役 藤井 孝 昭	281,200株	3.10%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MAGIN (CASHPB)	268,700株	2.96%
株式会社 旺文社 キャピタル 代表取締役 赤 尾 文 夫	268,400株	2.96%
関 伸 彦	225,000株	2.48%

(注) 持株比率は自己株式（15,775株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況（2020年9月30日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年12月24日	2018年1月12日
新 株 予 約 権 の 数		4,530個	592個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 906,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 118,400株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 75,600円 378円)	新株予約権1個当たり (1株当たり 243,400円 1,217円)
権 利 行 使 期 間		2017年12月24日から 2025年12月17日まで	2020年1月12日から 2027年12月19日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,705個 目的となる株式数 541,000株 保有者数 6名	新株予約権の数 126個 目的となる株式数 25,200株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

②新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された日（以下、「上場日」という）から6ヶ月を経過するまでは、新株予約権を行使することはできない。

- ⑤上場日から6ヶ月を経過した後に、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができる。なお、計算で生じた1個未満の端数は切り上げる。
- (ア) 上場日から6ヶ月経過後、1年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の1
 - (イ) 上場日から1年6ヶ月経過後、2年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の2から本項(ア)の期間内に行使した個数を除いた個数
 - (ウ) 上場日から2年6ヶ月経過後は、新株予約権の個数の全てから本項(ア)及び(イ)の期間内に行使した個数を除いた個数
2. ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された日(以下、「上場日」という)から6ヶ月を経過するまでは、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤上場日から6ヶ月を経過した後に、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができる。なお、計算で生じた1個未満の端数は切り上げる。
- (ア) 上場日から6ヶ月経過後、1年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の1
 - (イ) 上場日から1年6ヶ月経過後、2年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の2から本項(ア)の期間内に行使した個数を除いた個数
 - (ウ) 上場日から2年6ヶ月経過後は、新株予約権の個数の全てから本項(ア)及び(イ)の期間内に行使した個数を除いた個数
3. 2018年11月12日付で行われた株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」と「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
4. 上記のうち、取締役4名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	高 村 淳 一	社長兼CEO 株式会社旺文社社外取締役
代 表 取 締 役	松 田 浩 史	副社長兼COO
代 表 取 締 役	関 伸 彦	副社長兼CFO
取 締 役	和 田 周 久	副社長兼Co-COO兼事業開発本部長 京都大学グローバル生存学大学院連携プログラム 産官アドバイザー 学校法人アミークス国際学園理事/評議員
取 締 役	北 條 大 介	副社長兼CSO兼経営戦略室長 株式会社教育測定研究所代表取締役社長兼CEO
取 締 役	大 竹 博 之	株式会社教育測定研究所代表取締役副社長兼COO
取 締 役	池 田 正 貴	経理本部長
取 締 役	佐 々 木 剛	CTO Edutech Lab AP Private Limited Managing Director
取 締 役	高 橋 幸 嗣	CMO兼経営戦略副室長
取 締 役	安 永 達 矢	DoubleYard Inc. President/CEO
取 締 役	本 坊 吉 隆	ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社代表 取締役副社長
取 締 役	小 島 一 洋	株式会社タカラトミー代表取締役社長兼最高執行 責任者（COO）
常 勤 監 査 役	曾 我 晋	株式会社教育測定研究所監査役
監 査 役	安 積 和 彦	
監 査 役	永 田 光 博	代々木上原法律事務所代表弁護士 株式会社すかいらーくホールディングス社外監査 役
監 査 役	清 水 恵	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 横浜ゴム株式会社社外監査役
監 査 役	小 柴 美 樹	小柴公認会計士事務所所長 ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役本坊吉隆氏及び小島一洋氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安積和彦氏、永田光博氏、清水恵氏及び小柴美樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役永田光博氏、小柴美樹氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役永田光博氏は、長年にわたり銀行及び証券会社に勤務し、財務業務に携わった経験を有しております。
 - ・ 監査役小柴美樹氏は、公認会計士の資格を有しております。また長年にわたり監査法人に勤務し監査業務に携わった経験を有しております。
4. 社外取締役本坊吉隆氏及び小島一洋氏並びに社外監査役永田光博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動等
- ①代表取締役関伸彦氏は2020年6月30日をもってブロードメディア株式会社社外取締役を退任しております。当社とブロードメディア株式会社の間には特別の関係はありません。
 - ②取締役北條大介氏は2019年12月26日をもって副社長兼経営戦略室長に就任しております。
 - ③監査役曾我晋氏は2019年12月26日をもって取締役を退任し、監査役に就任しております。
また、同日をもって、株式会社教育測定研究所監査役に就任しております。
 - ④取締役林規生氏、田中作磨氏は2019年12月26日をもって取締役を退任しております。
 - ⑤取締役佐々木剛氏、高橋幸嗣氏、安永達矢氏は2019年12月26日をもって取締役に就任しております。
 - ⑥監査役安積和彦氏は2019年12月26日をもって株式会社教育測定研究所監査役を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	15名 (2名)	289百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	25百万円 (16百万円)
合 計 (うち社外役員)	20名 (6名)	315百万円 (30百万円)

- (注) 1. 上記には2019年12月26日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年12月28日開催の第4期定時株主総会において、金銭報酬として年額上限3.5億円（うち社外取締役分2千万円）とすることを決議しております。
4. 監査役5名の報酬総額について、2019年12月26日開催の第5期定時株主総会において、金銭報酬として年額上限3,000万円とすることを決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役本坊吉隆氏は、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社の代表取締役副社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役小島一洋氏は、株式会社タカラトミーの代表取締役社長兼COOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役永田光博氏は、代々木上原法律事務所代表弁護士であるとともに、株式会社すかいらくホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役清水恵氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士であるとともに、横浜ゴム株式会社社外監査役であります。当社と西村あさひ法律事務所との間には取引関係がありますが、当社と横浜ゴム株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役小柴美樹氏は、小柴公認会計士事務所の所長であるとともに、ユシロ化学工業株式会社社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	本 坊 吉 隆	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席いたしました。金融業界における幅広い経験及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	小 島 一 洋	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。金融業界における経験及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	安 積 和 彦	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。金融業界における経験、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	永 田 光 博	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。金融機関における長年の経験及び弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	清 水 恵	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	小 柴 美 樹	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）が法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業倫理規程」を制定し、全社に周知徹底する。
- (イ) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会及びリスク委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (ウ) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (エ) 内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (オ) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

(運用状況)

- ・当社は、「企業倫理規程」を制定し、電磁的媒体に記録して保存し、取締役及び使用人が常時閲覧可能な状態としております。
- ・当社においては、監督機能の実効性を高めるため専門的知見を有する社外取締役2名、社外監査役4名を選任しており、当該事業年度において、これらの社外役員も出席する取締役会を22回、監査役会を12回開催し、取締役の職務の執行が適法、適正に行われるよう、監督しました。
- ・コンプライアンス委員会を4回開催し、また全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持に努めました。
- ・リスク委員会を4回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施しました。
- ・内部通報制度を設置し、これを社内に周知したほか、反社会的勢力の排除については、株主、役員、使用人及び取引先のすべてに対して反社チェックを実施し問題がないことを確認しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保管及び管理を行う。

(イ) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

(運用状況)

- ・法令及び「文書管理規程」等に基づいて取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務遂行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存し、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(イ) リスク委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ウ) 危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

(運用状況)

- ・当社だけでなく、当社の子会社においても「リスク管理規程」を制定し、当社グループの重大な事故については、速やかに当社にも報告される体制を整備しております。
- ・当該事業年度において、リスク委員会を4回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施しました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

(ア) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。

(イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(ウ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(運用状況)

- ・当社においては、定時及び臨時の取締役会を開催するだけでなく、毎月2回経営戦略会議を開催し、経営全般に係る討議や取締役会への付議事項についての事前討議等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。
- ・取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料の事前配布並びに必要な応じて議案の事前説明を実施しております。
- ・社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 取締役会は、経営計画を決議し、財務経理部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (イ) 内部監査部門は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (ウ) 財務企画担当部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行う。
- (エ) 当社の「企業倫理規程」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。

(運用状況)

- ・当社の取締役・監査役及び執行役員等が子会社の取締役・監査役を務め、子会社における業務の適正性を監視できる体制を整備しております。
- ・子会社の重要な業務執行については、月2回行われる経営戦略会議にて報告することとし、子会社の役職員の親会社への報告体制を整備しております。
- ・子会社の稟議申請書等の管理は当社において行うこととしております。
- ・子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、グループ内の情報共有及び業務監視を実施しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 監査役の職務を補助すべき専任又は兼任の使用人として監査役会事務局を設ける。また、監査役は、その職務の必要に応じて、総務人事部門等の使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。

(イ) 当社の取締役は、当該使用人をして、監査役の指示に従ってその職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会に相談することを要する。

(運用状況)

- ・当事業年度において、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の求めがなかったため配置しておりません。

- ⑦ 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 当社の取締役は、業務執行に関する事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項等を監査役に報告する。

(イ) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、当該事項に関する重要な事実を発見した場合は、「内部通報規程」に基づき監査役に報告できるものとする。監査役へ当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底する。

(運用状況)

- ・監査役への報告は、重要会議への出席及び監査役との個別面談等を通して適正に行われております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(運用状況)

- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき速やかに処理を行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(ウ) 監査役は、監査法人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(エ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(運用状況)

- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、意思疎通を図っております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。

(イ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

(ウ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(エ) 内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

(運用状況)

- ・ 適切な財務報告を確保するため、「内部統制規程」を制定のうえ、これに従い内部統制体制について運用を行っております。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

(ア) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。

(イ) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(運用状況)

- ・当社においては、「反社会的勢力排除規程」を制定のうえ、これを社内で周知しております。また、「反社会的勢力排除規程」に従って、株主、役員、使用人及び取引先のすべてに対して反社チェックを実施し、問題がないことを確認しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,600,256	流 動 負 債	3,782,911
現 金 及 び 預 金	7,508,199	買 掛 金	323,474
売 掛 金	2,317,143	短 期 借 入 金	1,430,000
商 品	70,000	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	330,008
仕 掛 品	148,114	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	502,852
そ の 他	556,798	未 払 法 人 税 等	334,106
固 定 資 産	5,663,748	そ の 他	862,470
有 形 固 定 資 産	597,670	固 定 負 債	4,464,900
建 物 附 属 設 備	220,346	社 債	396,884
工 具 、 器 具 及 び 備 品	360,296	長 期 借 入 金	3,930,722
そ の 他	17,026	そ の 他	137,294
無 形 固 定 資 産	3,065,938	負 債 合 計	8,247,812
ソ フ ト ウ エ ア	2,324,042	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	434,624	株 主 資 本	7,956,779
そ の 他	307,271	資 本 金	2,377,852
投 資 そ の 他 の 資 産	2,000,139	資 本 剰 余 金	2,696,782
投 資 有 価 証 券	880,383	利 益 剰 余 金	2,926,227
そ の 他	1,119,756	自 己 株 式	△44,082
繰 延 資 産	8,699	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△60,385
資 産 合 計	16,272,704	為 替 換 算 調 整 勘 定	△60,385
		非 支 配 株 主 持 分	128,498
		純 資 産 合 計	8,024,891
		負 債 純 資 産 合 計	16,272,704

連結損益計算書

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,252,280
売上原価		4,262,625
売上総利益		3,989,654
販売費及び一般管理費		2,120,365
営業利益		1,869,289
営業外収益		
受取利息	1,948	
投資有価証券売却益	23,540	
受託研究収益	11,641	
助成金収入	7,869	
その他	7,005	52,005
営業外費用		
支払利息	37,418	
為替差損	14,395	
投資事業組合管理費	109,428	
持分法による投資損失	52,558	
その他	102,284	316,085
経常利益		1,605,209
経常特別利益		
段階取得に係る差益	49,016	49,016
税金等調整前当期純利益		1,654,225
法人税、住民税及び事業税	559,666	
法人税等調整額	△10,188	549,477
当期純利益		1,104,748
非支配株主に帰属する当期純損失		△13,501
親会社株主に帰属する当期純利益		1,118,249

貸 借 対 照 表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,404,303	流 動 負 債	1,731,598
現 金 及 び 預 金	5,011,185	買 掛 金	89,125
売 掛 金	1,461,495	短 期 借 入 金	880,000
前 払 費 用	44,637	1年内償還予定の社債	71,400
関係会社短期貸付金	2,595,342	1年内返済予定の長期借入金	502,852
そ の 他	291,643	未 払 金	90,827
固 定 資 産	2,977,175	未 払 費 用	44,232
有 形 固 定 資 産	158,760	未 払 法 人 税 等	27,469
建 物 附 属 設 備	98,449	前 受 金	3,245
工具、器具及び備品	60,311	預 り 金	17,604
無 形 固 定 資 産	328,285	そ の 他	4,843
ソ フ ト ウ エ ア	213,499	固 定 負 債	4,180,822
ソフトウェア仮勘定	114,785	社 債	250,100
投 資 そ の 他 の 資 産	2,490,128	長 期 借 入 金	3,930,722
関 係 会 社 株 式	2,236,606	負 債 合 計	5,912,420
繰 延 税 金 資 産	24,937	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	228,584	株 主 資 本	6,475,512
繰 延 資 産	6,454	資 本 金	2,377,852
社 債 発 行 費	6,454	資 本 剰 余 金	3,320,206
資 産 合 計	12,387,932	資 本 準 備 金	2,952,381
		そ の 他 資 本 剰 余 金	367,825
		利 益 剰 余 金	847,494
		そ の 他 利 益 剰 余 金	847,494
		繰 越 利 益 剰 余 金	847,494
		自 己 株 式	△70,040
		純 資 産 合 計	6,475,512
		負 債 純 資 産 合 計	12,387,932

損 益 計 算 書

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,912,167
売 上 原 価		307,567
売 上 総 利 益		1,604,599
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,092,718
営 業 利 益		511,881
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47,665	
受 託 研 究 収 益	11,641	
そ の 他	280	59,587
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,559	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	26,697	
為 替 差 損	1,026	
市 場 変 更 費 用	7,360	
そ の 他	1,859	58,502
経 常 利 益		512,966
税 引 前 当 期 純 利 益		512,966
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	152,270	
法 人 税 等 調 整 額	△4,720	147,550
当 期 純 利 益		365,416

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社EduLab
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐 藤 和 充 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社EduLabの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社EduLab及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年9月30日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、2020年10月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社EduLab
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐 藤 和 充 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社EduLabの2019年10月1日から2020年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年9月30日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、2020年10月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月19日

株 式 会 社 E d u L a b 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 曾 我 晋 ㊟

社 外 監 査 役 安 積 和 彦 ㊟

社 外 監 査 役 永 田 光 博 ㊟

社 外 監 査 役 清 水 恵 ㊟

社 外 監 査 役 小 柴 美 樹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

また、当社は、株主の皆様をはじめとした多くの関係者の皆様のご支援により、2020年10月19日をもちまして東京証券取引所市場マザーズから同市場第一部銘柄に市場変更されました。

つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、東京証券取引所市場第一部への市場変更を記念して、当期の期末配当において、1株につき30円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金30円

(普通配当0円、市場変更記念配当30円)

配当総額 272,207,850円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月24日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役14名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1 (再任)	たか むら じゅん いち 高 村 淳 一 (1963年12月23日)	1993年12月 米国ヒューズ アジアパシフィック 入社 1997年 1 月 縄文アソシエイツ株式会社 入社 2001年 1 月 株式会社エヴィダス代表取締役 就任 2002年 3 月 株式会社教育測定研究所代表取締役 就任 2004年12月 株式会社旺文社社外取締役 就任(現任) 2007年 6 月 公益財団法人日本英語検定協会評議員 就任 2015年 3 月 当社設立 代表取締役社長兼CEO 就任(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社旺文社社外取締役	2,924,300株
2 (再任)	まつ だ ひろ し 松 田 浩 史 (1971年2月19日)	1997年 4 月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 研究員 1998年 4 月 株式会社旺文社エンタープライズ 入社 2001年 1 月 株式会社エヴィダス取締役 就任 2001年11月 株式会社教育測定研究所取締役 就任 2014年12月 同社代表取締役副社長兼COO 就任 2015年 3 月 当社代表取締役副社長兼COO 就任(現任)	1,384,200株
3 (再任)	せき 関 のぶ ひこ 関 伸 彦 (1967年2月16日)	1990年 4 月 建設省(現 国土交通省) 入省 1996年10月 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店 入社 2009年 7 月 株式会社フジタ 入社 2009年10月 同社取締役 就任 2010年11月 シティグループ証券株式会社 入社 2012年 4 月 株式会社産業革新機構 入社 2014年 6 月 ブロードメディア株式会社社外取締役 就任 2014年12月 株式会社教育測定研究所取締役兼CFO 就任 2015年 3 月 同社代表取締役副社長兼CFO 就任 2015年 3 月 当社代表取締役副社長兼CFO 就任(現任)	353,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4 (再任)	わ だ のり ひさ 和 田 周 久 (1 9 7 1 年 8 月 8 日)	2000年 7 月 株式会社アドバンスト・メディア 入社 2009年 1 月 株式会社アイイーインスティテュート 入社 2010年 4 月 ATR Learning Technology株式会社 入社 2010年 8 月 米国Educational Testing Service (ETS) 入 社 2010年10月 中国China Mobile 顧問 (シニアゲームコン サルタント) 就任 2013年 7 月 株式会社アイイーインスティテュート専務取 締役 就任 2013年 9 月 京都大学グローバル生存学大学院 連携プロ グラム産官アドバイザー 就任 (現任) 2015年12月 当社取締役CMO 就任 2016年 7 月 当社取締役副社長兼CMO兼事業開発本部長 就任 2016年 8 月 一般財団法人日本生涯学習総合研究所理事 就任 2017年 4 月 学校法人アミークス国際学園理事/評議員 就任 (現任) 2019年12月 当社取締役副社長兼Co-COO兼事業開発本 部長 就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 京都大学グローバル生存学大学院 連携プログラム産官ア ドバイザー 学校法人アミークス国際学園理事/評議員	63,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5 (再任)	ほう じょう だい すけ 北 條 大 介 (1976年3月5日)	2000年4月 株式会社VIBE 入社 2006年4月 MTV Networks Japan株式会社 入社 2010年8月 セレゴ・ジャパン株式会社 入社 2014年10月 株式会社教育測定研究所 入社 2014年12月 同社取締役 就任 2015年3月 当社取締役 就任 2015年6月 株式会社教育デジタルソリューションズ社外 取締役 就任 2015年9月 株式会社教育測定研究所代表取締役社長兼 CEO 就任 (現任) 2019年12月 当社取締役副社長兼CSO 就任 (現任) 2020年1月 当社経営戦略室長 就任 (現任) 2020年3月 株式会社教育デジタルソリューションズ取締 役 就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社教育測定研究所代表取締役社長兼CEO	63,200株
6 (再任)	おお たけ ひろ ゆき 大 竹 博 之 (1974年4月30日)	1997年4月 日本オフィスシステム株式会社 入社 1999年3月 株式会社プライスウォーターハウス 入社 2004年11月 株式会社大洋システムテクノロジー 入社 2007年10月 同社常務取締役 就任 2014年12月 株式会社教育測定研究所社外取締役 就任 2015年3月 当社取締役 就任 (現任) 2015年9月 株式会社教育測定研究所代表取締役副社長兼 COO 就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社教育測定研究所代表取締役副社長兼COO	31,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
7 (再任)	いけ だ まさ き 池 田 正 貴 (1973年1月7日)	1996年4月 株式会社東京デジタルホン(現 ソフトバンク株式会社) 入社 2001年9月 株式会社ジャフコ(現 ジャフコ グループ株式会社) 入社 2006年9月 株式会社電通国際情報サービス 入社 2018年1月 当社入社 執行役員財務経理本部経理部長 就任 2018年2月 当社執行役員経理本部経理部長 就任 2018年12月 当社取締役経理本部長 就任(現任)	6,800株
8 (新任)	あじ さか さとし 鯨 坂 聡 (1955年2月11日)	1978年4月 株式会社旺文社 入社 2007年12月 株式会社旺文社取締役執行役員(教育情報事業部担当) 就任(現任) 2010年6月 チエル株式会社取締役 就任 2013年9月 株式会社教育デジタルソリューションズ社外取締役 就任(現任)	10,550株
9 (再任)	さ さ き たけし 佐 々 木 剛 (1974年1月11日)	1996年4月 SAPジャパン株式会社 入社 2011年9月 iDeepグローバルラボ株式会社(現 シャープマーケティングジャパン株式会社) 入社 研究開発本部長 2013年6月 株式会社教育測定研究所と契約 開発マネジメント担当 2014年4月 東京理科大学CTO 嘱託職員 2014年12月 G-colab合同会社 代表社員 就任(現任) 2015年4月 株式会社教育測定研究所入社執行役員CTO 就任 2015年12月 当社入社 執行役員CTO 就任 2017年5月 JIEM INDIA PRIVATE LIMITED Director 就任(現任) 2017年12月 Edutech Lab AP Private Limited Director 就任 2018年4月 DoubleYard Inc. Director 就任(現任) 2019年10月 Edutech Lab AP Private Limited Managing Director 就任(現任) 2019年12月 当社取締役CTO 就任(現任) 【重要な兼職の状況】 Edutech Lab AP Private Limited Managing Director	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
10 (再任)	たか はし こう じ 高 橋 幸 嗣 (1975年10月17日)	2000年10月 マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社 入社 2005年 7 月 株式会社ヤッパ 入社 2006年 3 月 UBS証券株式会社 入社 2007年 8 月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 入社 2008年10月 バークレイズ・キャピタル証券株式会社 入社 2012年 1 月 株式会社ヘッドストロング・ジャパン プロジ ェクト参画 2012年 9 月 株式会社教育測定研究所 入社 2013年11月 JIEM INDIA PRIVATE LIMITED Director 就 任 2013年12月 ASAP Tutor Private Limited Additional Director 就任 2014年 2 月 The Japan Institute for Educational Measurement Philippines, Inc. Director 就 任 2014年 9 月 Kyoshi Education Private Limited (旧JIEM Cram School Private Limited) Director 就 任 2014年12月 JIEM ASIA PACIFIC PRIVATE LIMITED (現 Edutech Lab AP Private Limited) Director 就任 2015年 7 月 当社入社 執行役員Edutech Lab AP Private Limited Managing Director 就任 2016年 6 月 Edutech Lab, Inc. Director 就任 (現任) 2018年 4 月 DoubleYard Inc. Director 就任 (現任) 2019年10月 Edutech Lab AP Private Limited Director 就任 2019年12月 当社取締役CMO 就任 (現任)	3,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
11 (再任)	やす なが たつ や 安 永 達 矢 (1976年5月2日)	2002年4月 SAPジャパン株式会社 入社 2011年7月 iDeepグローバルラボ株式会社(現 シャープ マーケティングジャパン株式会社) 入社 2016年4月 Edutech Lab AP Private Limited 入社 2018年1月 社執行役員AI事業開発担当 就任 2018年4月 DoubleYard Inc. President/CEO 就任(現 任) 2019年12月 当社取締役 就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 DoubleYard Inc. President/CEO	—
12 (新任)	ひろ ざね まなぶ 廣 實 学 (1973年9月27日)	1997年4月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ 銀行) 入社 2019年11月 当社入社 執行役員 就任 財務企画本部 2019年12月 Edutech Lab AP Private Limited Director 就任 (現任) 2020年1月 当社執行役員財務企画本部長 就任 (現任) 2020年3月 株式会社教育デジタルソリューションズ 社 外取締役 就任 (現任)	—
13 (再任)	ほん ぼう よし たか 本 坊 吉 隆 (1959年12月11日)	1983年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀 行) 入社 2005年11月 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会 社代表取締役副社長 就任 (現任) 2017年12月 当社社外取締役 就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社代表取締役 副社長	—
14 (再任)	こ じま かず ひろ 小 島 一 洋 (1961年1月4日)	1983年4月 三菱商事株式会社 入社 2008年4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員 就任 2009年6月 株式会社タカラトミー社外取締役 就任 2018年1月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 就任 (現任) 2018年12月 当社社外取締役 就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社タカラトミー代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 関伸彦氏が所有する当社の株式数については、同氏が代表取締役を務める株式会社オハナインベストメントを通じて実質的に所有する株式数も含まれます。
3. (1) 高村淳一氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、代表取締役社長として当社の前身である株式会社教育測定研究所創立から20年にわたりその成長を牽引し、また2015年の当社設立以来、海外拠点を含めたグループ全体の成長を推進しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (2) 松田浩史氏を取締役候補者とした理由は、高村淳一氏とともに当社を創業し、COOとして当社の前身である株式会社教育測定研究所創立からその成長を牽引し、また2015年の当社設立以来、海外拠点を含めたグループ全体の成長を牽引しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (3) 関伸彦氏を取締役候補者とした理由は、金融業界及び企業財務における豊富な経験や知見を有し、2014年に当社の前身である株式会社教育測定研究所取締役兼CFOに就任以降、当社グループの管理部門の責任者として内部統制強化等を推進しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (4) 和田周久氏を取締役候補者とした理由は、海外を含めた教育業界における豊富な経験や知見を有し、2015年に当社取締役就任以降、新規事業及び新規提携先の開拓を強力に推進しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (5) 北條大介氏を取締役候補者とした理由は、教育業界における豊富な経験や知見を有し、2014年に当社の前身である株式会社教育測定研究所取締役就任以降、2015年からはその代表取締役社長兼CEOとしてその成長を牽引しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (6) 大竹博之氏を取締役候補者とした理由は、経営に関する豊富な経験や知見を有し、2014年に当社の前身である株式会社教育測定研究所社外取締役に就任し、2015年からはその代表取締役副社長兼COOとしてその成長を牽引しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (7) 池田正貴氏を取締役候補者とした理由は、経理業務に関する豊富な経験や知見を有し、2018年に当社執行役員経理部長に就任以降、当社の決算業務の責任者として正確かつ迅速な報告体制の構築に大きく貢献しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (8) 鰐坂聡氏を取締役候補者とした理由は、教育分野に強みを有する出版会社における豊富な経営経験と教育情報事業に関する深い知見を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。

- (9) 佐々木剛氏を取締役候補者とした理由は、2015年に当社の前身である株式会社教育測定研究所に入社以降、CTOとして、当社グループにとって重要なシステム開発を主導するなどその発展に大きく寄与しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (10) 高橋幸嗣氏を取締役候補者とした理由は、2012年に当社の前身である株式会社教育測定研究所に入社以降、海外子会社・孫会社等における事業開発を推進し、当社グループの海外における事業拡大に大きく寄与しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (11) 安永達矢氏を取締役候補者とした理由は、2016年に当社子会社であるEdutech Lab AP Private Limitedに入社以降、当社グループの重要な成長分野であるAI事業を推進しており、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
- (12) 廣實学氏を取締役候補者とした理由は、金融業界における豊富な経験を有し、2020年1月に当社執行役員財務企画本部長に就任以降、財務及び企画部門の責任者として当社グループの内部管理業務に大きく貢献しており、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。
4. 本坊吉隆氏、小島一洋氏は、社外取締役候補者であります。
5. (1) 本坊吉隆氏を社外取締役候補者とした理由は、金融及び投資業界における豊富な経験に基づく客観的・専門的な視点を有し、持続的な成長と企業価値の向上を目指す当社グループの業務執行を監督する適切な人材と判断したためであります。
- (2) 小島一洋氏を社外取締役候補者とした理由は、国内投資ファンド経営者及び国内大手玩具メーカー経営者としての高い専門性及び豊富な経験を有し、持続的な成長と企業価値の向上を目指す当社グループの業務執行を監督する適切な人材と判断したためであります。
6. 本坊吉隆氏は現在、当社の社外取締役であります、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 小島一洋氏は現在、当社の社外取締役であります、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は本坊吉隆氏及び小島一洋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、本坊吉隆氏及び小島一洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年12月28日開催の当社第4期定時株主総会において、金銭報酬として年額3.5億円以内（うち社外取締役分2千万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、当社がグローバルな事業展開を一層進める中で、これまでの支給実績、国内外の水準、経済情勢の変化及び取締役の増加など諸般の事情を勘案し、金銭報酬として年額5億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）と改定するとともに、その配分等の決定については取締役会の決定に一任することのご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の当社の取締役は12名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は14名（うち社外取締役2名）となります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年12月28日開催の当社第4期定時株主総会において、金銭報酬として年額3.5億円以内（うち社外取締役分2千万円以内）と、ご承認をいただいておりますが、第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、金銭報酬として年額5億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）となります。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する概要下記の当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等を支給することといたしたいと存じます。

つきましては、上記の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内とするとともに、その配分等の決定については取締役会の決定に一任することのご承認をお願いするものであります。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は12名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は14名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,775株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記の他、譲渡制限付株式割当契約における意思表示及び通知の方法、譲渡制限付株式割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、当社が保有する自己株式の範囲内で、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

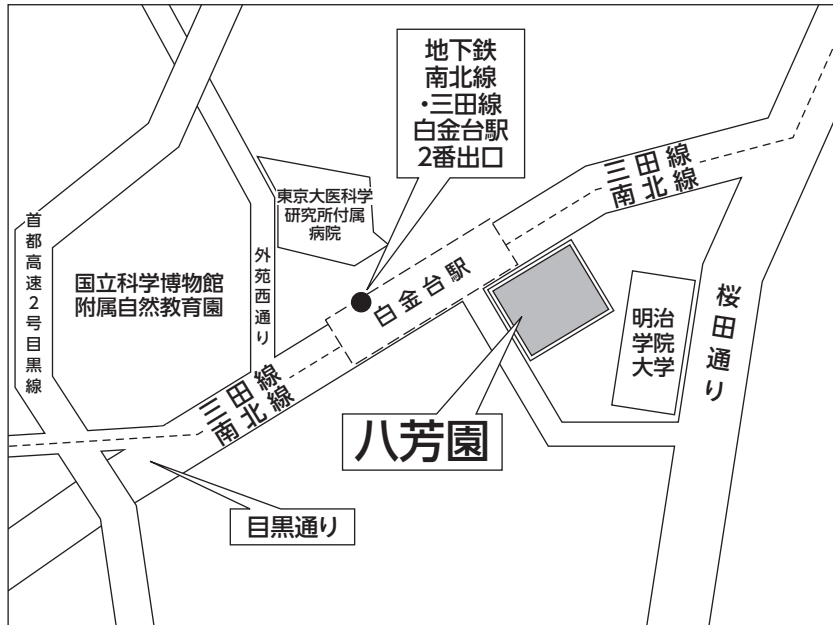
× ₪

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 2階 サンライト



交 通

地下鉄
＜南北線・三田線＞白金台駅下車50m (2番出口より徒歩3分)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。